

令和7～9年度 公立大学法人横浜市立大学 教職員健康診断業務委託仕様書【共通】

1 件名

教職員健康診断の実施に係る業務

2 趣旨

本仕様書は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）が実施する、労働安全衛生法他関係諸法に基づく教職員の健康管理及び疾病の早期発見・予防のための健康診断等（以下「健診等」という。）の業務を委託する場合の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、法人委託契約約款（以下、「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項については、法人の指示を受けて行うものとする。

3 委託する業務

教職員に関する以下の実施及び結果管理に関する業務とする。ただし、詳細については各業務の仕様によるものとする。

- (1) 雇入れ時健康診断
- (2) 定期健康診断(定期健康診断、生活習慣病総合健診)
- (3) 特定業務従事者健康診断
- (4) 海外派遣労働者健康診断
- (5) 特殊健康診断
- (6) 情報機器作業健康診断

4 業務仕様

(1) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(2) 履行場所

法人施設及び受託者の指定する施設

(3) 契約

ア 契約期間は3年間とする。

イ 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税法によって定められた消費税額を加算した額とする。

ウ 契約は概算数量契約とする。

エ 本件業務の契約に係る費用の一切は受託者の負担とする。

(4) 完了検査及び請求・支払い

受託者は、四半期ごとに業務完了報告書を添えて、実施人数に基づく請求を行い、法人の検査を受けなければならない。法人は適法な請求書の受理によりこれを支払うものとする。ただし、完了報告書及び請求書は、以下のとおり作成するものとする。

ア 大学部門（金沢八景キャンパス・福浦キャンパス・鶴見キャンパス・舞岡キャンパス・みなとみらいサテライトキャンパス）

イ 附属病院

- ウ 市民総合医療センター
- エ 横浜市派遣職員
- オ その他法人が指定するもの

(5) 実施体制

ア 人員の配置

- (ア) 事前及び当日業務を総括する責任者を配置すること。
- (イ) 検査・診察は資格を要する項目は有資格者、それ以外については知識・技術に熟練する者をもって実施すること。
- (ウ) 検査・診察従事者の他に、安全に、かつ設定時間内に業務が終了するよう、受付・誘導・受診票の配付回収等に必要な人員を配置すること。

イ 事前準備及び実施

- (ア) 使用する帳票類について、法人との十分な協議により作成すること。
- (イ) 検査項目及び内容を確実に把握し、未実施の項目が発生しないようにすること。
- (ウ) 使用する資機材（消耗品を含む）は受託者が用意し、廃棄・撤収まで行うこと。
- (エ) 実施に当たり、医療事故等のないよう安全に十分留意すること。
- (オ) 事故等の発生の際は、速やかに法人に報告のうえ必要な対応を行うこと。
- (カ) 検査方法に関する留意点（別表１）に留意して行うこと。
- (キ) 受診者のプライバシー確保に十分に配慮すること。
- (ク) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他適切な対応を行うこと。

ウ 実施後

- (ア) 掲示物を含む片付け、廃棄物処理、健診終了後の原状回復を行うこと。
- (イ) 当日の受診者数を法人に報告すること。
- (ウ) 結果の判定は、法人の指定する方法（別表 1～3）を参考とすること。
ただし、特殊健康診断については、受託者の通常用いる指標により行うものとする。
- (エ) 「緊急連絡基準値表」（別表 3）、「心電図緊急連絡所見表」（別表 6）に該当する者がいた場合には、法人に対し各業務の仕様において規定する期日までに連絡すること。
- (オ) 個人結果通知には、法人の指定する資料等を封入すること。
- (カ) 各業務の実施結果等について、各業務の仕様及び「成果物及び出力帳票一覧」（別表 4）、「連名簿の記載内容」（別表 5）のとおり提出すること。
- (キ) その他電算処理等については、法人と協議のうえ進めるものとする。

エ その他

- (ア) 法人の指示のもと、十分な調整によって業務を遂行すること。
- (イ) 法人施設における健診・検査業務の実施場所は、法人が調整・確保するものとする。
- (ウ) 法人施設における健診・検査に係る電気代等の経費については、法人が負担する。
- (エ) 正当な理由で実施日に受診できなかった者に対しては、法人と調整のうえ、受託者の指定場所で実施すること。

(6) 法定外項目について

法人は、法定外項目の受診に当たっては、あらかじめ受託者から法人へその結果が報告されることを対象者に十分周知するものとする。

(7) 健診結果等の保存

受託者は、各種健康診断の結果の記録、エックス線データ及び心電図記録等を診療情報として法定年限保存し、法人の要請により契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにすること。

(8) 本契約業務に関する各種帳票書類の出力・データ集計等

ア 受託者は、別途定める項目について帳票書類を出力、またデータ集計等を行い、指定した期日までに提出するものとする。

イ 法人は、前項の業務を行うために必要なデータ（令和4年度～令和6年度分）を受託者に貸与するものとする。

(9) 資料等の提供・返還

ア 受託者は、法人に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「資料等」という。）の貸与を要求できるものとする。

イ 前項により、受託者が資料等の提供を受けたときは、法人に対し、提供を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

ウ 受託者は、本件業務を行わなくなった場合は、法人から提供を受けた資料等を速やかに返還しなければならない。ただし、法人が別に指示したときは、それに従うものとする。

エ 法人は、前項により資料等の返還を受けたときは、受託者に対し返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

オ 本項は、受託者が本件業務を行う上で不要となった資料等についても準用する。

(10) 教職員の安全確保上の問題への対応

ア 受託者は、次の各号に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を法人に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

(ア) 委託業務の実施に関わる事故

(イ) 教職員（受診者及び受検者）の個人情報の漏えい、滅失又は棄損

(ウ) 健診データ等の管理システムに関する障害

(エ) その他、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

イ 受託者は、被害の拡大防止又は復旧等についての措置を法人と協力して講じなければならない。

ウ 受託者は、事案の内容・影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を法人と協力して講じなければならない。

(11) 電算システムの開発

受託者は、健診結果を法人の指定する方法で提出するために、システムのプログラム開発が必要である時は、契約締結後早急に開発計画を法人に提供するとともに、受託者の費用で開発を行わなければならない。

(12) 個人情報の取扱

ア 本業務の実施に関わる個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

イ 契約時及び毎年度1回は研修実施報告書、個人情報保護に関する誓約書を提出すること。

ウ 受託者は、個人情報保護条例第 17 条に基づき、本件業務に関する個人情報の漏えい、滅失、棄損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

(13) 法令遵守

受託者は、本件業務を履行するに当たっては関係法令を遵守すること。

(14) その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、法人と協議のうえ決定すること。

5 業務仕様等（各業務）

- (1) 雇入れ時健康診断【各業務 1】 5 ページ
- (2) 定期健康診断【各業務 2】 8 ページ
- (3) 特定業務従事者健康診断【各業務 3】 11 ページ
- (4) 海外派遣労働者健康診断【各業務 4】 14 ページ
- (5) 特殊健康診断【各業務 5】 17 ページ
- (6) 情報機器作業健康診断【各業務 6】 21 ページ
- (7) 検査方法に関する留意点【別表 1】 23 ページ
- (8) 判定基準値及び判定方法【別表 2】 26 ページ
- (9) 緊急連絡基準値表【別表 3】 28 ページ
- (10) 成果物及び出力帳票一覧【別表 4】 29 ページ
- (11) 連名簿の記載内容【別表 5】 34 ページ
- (12) 心電図緊急連絡所見表【別表 6】 35 ページ

令和7～9年度 雇入れ時健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

労働安全衛生法第66条に基づき、教職員雇入れ時健康診断（以下「雇入れ時健診」という）を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 健康診断問診票及び受診票の作成
- (2) 雇入れ時健診に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 雇入れ時健診の実施（法人施設での実施の場合は健診会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 雇入れ時健診結果の判定、報告
- (5) 雇入れ時健診結果及び胸部エックス線データの保存、管理
- (6) 雇入れ時健診結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

新規採用教職員のうち、法の規定によるものとする。

4 業務履行場所及び実施予定時期

詳細な日程等については、委託者との事前打ち合わせにより決定するものとする。

(1) 4月1日付採用教職員

金沢八景キャンパス 1日間（各年度4月上旬）

医師については、事前調整のうえ受託者施設または法人施設において随時実施

(2) 4月2日以降の採用教職員

事前調整のうえ、受託者施設または法人施設において随時実施

5 健診項目

(1) 一次検査

- ア 既往歴等の調査
- イ 自覚症状及び他覚症状の有無の調査
- ウ 診察
- エ 身長、体重測定、BMI
- オ 腹囲測定
- カ 視力検査
- キ 聴力検査
- ク 胸部エックス線検査
- ケ 血圧測定
- コ 血液検査（赤血球数、血色素量、白血球数、ヘマトクリット値）
- サ 肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）

- シ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ス 糖代謝検査（HbA1c）
- セ 尿検査（糖、蛋白）
- ソ 心電図検査
- タ 心の健康に関する問診

（２）二次検査

尿沈査（蛋白が＋以上の者に、一次検査の検体を使用して実施）

6 実施方法

（１）事前準備

- ア 受託者は、法人が指示した項目を網羅した問診票及び受診票を作成し、個人配布用封筒等に検尿容器及び資料等とともに入れ、指示した部数を期日までに納品する。ただし、同時に実施する健診がある場合は、必要な帳票類を同封もしくは同時納品するものとする。
- イ 法人は、対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は、法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

（２）会場設営

- ア 各キャンパス会場の利用条件に従い、法人と協議のうえ、受診者の動線や感染対策に配慮し、危険のないよう設営すること。
- イ 各健診実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー配慮に努めること。
- ウ 健診業務に必要となる機材及び物品、消耗品は受託者が用意処分すること。
- エ 各健診実施場所の撤去にあたっては、使用前の状態に復すること。

（３）受付

- ア 受付担当者を配置し、問診票及び受診票の記入について説明及び確認を行い、記入漏れがある場合には受診者に記入を指示すること。
- イ 受託者は、健康診断業務責任者を配置し、健診会場内が混雑しないよう調整（混雑時の入場制限や、整理及び誘導）を行うこと。また、会場内の受診者の動線や、感染対策に配慮し、ブース内の混雑が見られる場合は、健診担当者の配置の調整等を行うこと。

（４）健診項目別の実施方法及び総合判定

「検査方法に関する留意点」（別表１）、「判定基準値及び判定方法」（別表２）のとおりとする。ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法及び判定基準を用いるものとする。総合判定は、受託者が各健診項目の検査結果を総合的に判断したものとする。ただし、心の健康に関する問診については７（３）のとおりとし、判定に含めない。

7 健診結果データの処理

- （１）受託者は、緊急連絡を要する対象者について、法人に対し、翌営業日までに（受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに）緊急連絡票を用いて報告するものとする。胸部エックス線検査で要精査となった場合は、結果が判明次第、速やかに所見スケッチ及び撮影データを添えて報告すること。
- （２）報告を要する対象者は、「緊急連絡基準値表」（別表３）のとおりとする。

(3) 心の健康に関する問診については、下記を有所見者とする。

ア 「この1か月間の様子について」の質問(1)(2)の両方に1と回答した者

イ 「今日を含む2週間の様子について」の質問(3)で3または4と回答した者

(4) その他、「成果物及び出力帳票一覧」(別表4)、「連名簿の記載内容」(別表5)のとおりとすること。

令和7～9年度 定期健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

労働安全衛生法第66条に基づき、教職員定期健康診断（以下「定期健診」という。）を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 健康診断問診票及び受診票の作成
- (2) 定期健診に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 定期健診の実施（健診会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 定期健診結果の判定、報告
- (5) 定期健診結果及び胸部エックス線・胃部エックス線データの保存、管理
- (6) 定期健診結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

教職員のうち、法の規定による者（横浜市派遣職員を含む）

4 業務履行場所及び実施予定時期

詳細な日程等については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

法人施設（8月～9月を予定）

- (1) 金沢八景キャンパス
- (2) 附属病院（福浦キャンパス）
- (3) 市民総合医療センター

5 健診項目

- (1) 既往歴等の調査
- (2) 医師の診察
- (3) 表1に示す検査項目

ア 一次検査

イ 二次検査

検査項目	対象者	受診区分
眼底検査	1回目・2回目共に測定した血圧が、収縮期180以上または 拡張期110以上の場合、その他医師が必要と判断した場合	A・B
心電図		A
尿沈渣	蛋白が+以上の者（一次検査の検体を使用して実施）	A・B・C

- (4) 心の健康に関する問診

表 1 検査項目一覧

※網掛け項目は特定業務健診必須実施項目

		定期健康診断		生活習慣病 総合健診
年齢基準日：各年度 9 月 1 日現在		38 歳以下 (25・30・35 歳 を除く)	25・30・35 歳 39・41・43・45・ 47・49・51・53・ 55・57・59・61・ 63・65 歳以上	40・42・44・46・ 48・50・52・54・ 56・58・60・62・ 64 歳
健康診断受診区分		A	B	C
一 次 検 査	既往歴及び業務歴の調査	◎	◎	◎
	自他覚各症状の有無	◎	◎	◎
	身長検査	◎	◎	◎
	体重検査	◎	◎	◎
	BMI	◎	◎	◎
	腹囲測定	◎	◎	◎
	視力検査	◎	◎	◎
	聴力検査	◎	／	／
		—		
	胸部 X 線検査(直接撮影)*デジタル可	◎	◎	◎
	血圧測定	◎	◎	◎
	尿検査	◎	◎	◎
		◎	◎	◎
		／	／	○
	貧血・血液 検査	◎	◎	◎
		◎	◎	◎
		○	○	○
		○	○	○
	肝機能 検査	◎	◎	◎
		◎	◎	◎
		◎	◎	◎
	血中脂質 検査	◎	◎	◎
		◎	◎	◎
		◎	◎	◎
	心電図検査(安静時)	●	◎	◎
	腎機能検査(クレアチニン・eGFR)	／	○	○
	尿酸値測定	／	○	○
	糖代謝検査(HbA1c)	◎	◎	◎
	眼底検査	■	■	○
	胃部 X 線検査	／	／	○(希望者のみ)
	便潜血反応検査	／	／	○(希望者のみ)
二 次 検 査	尿沈渣	■	■	■
	心電図検査(再掲)	●	／	／
	眼底検査(再掲)	■	■	／
凡 例	◎：法定実施項目（二次検査は対象者のみ実施） ●：法定実施項目であるが、一次検査では省略とし、医師が必要であると判断した者に対して二次検査で実施するもの —：法定実施項目のうち、医師の判断により実施を省略するもの ○：法定外項目であるが医師の判断により一次検査で実施するもの ■：法定外項目のうち、医師が必要と判断した者に対して二次検査で実施するもの			

6 実施方法

(1) 事前準備

- ア 受託者は、法人が指示した項目を網羅した問診票及び受診票を作成し、個人配布用封筒等に検尿容器及び資料等とともに入れ、指示した部数を期日までに納品する。ただし、同時に実施する健診がある場合は、必要な帳票類を同封もしくは同時納品するものとする。
- イ 法人は、対象者名簿を作成し受託者に貸与する。期日は、法人と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 会場設営

- ア 各キャンパス会場の利用条件に従い、法人と協議のうえ、受診者の動線や感染対策に配慮し、危険のないよう設営すること。
- イ 各健診実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー配慮に努めること。
- ウ 健診業務に必要となる機材及び物品、消耗品は受託者が用意処分すること。
- エ 各健診実施場所の撤去にあたっては、使用前の状態に復すること。

(3) 受付

- ア 受付担当者を配置し、問診票及び受診票の記入について説明及び確認を行い、記入漏れがある場合には受診者に記入を指示すること。
- イ 受託者は、健康診断業務責任者を配置し、健診会場内が混雑しないよう調整（混雑時の入場制限や、整理及び誘導）を行うこと。また、会場内の受診者の動線や、感染対策に配慮し、ブース内の混雑が見られる場合は、健診担当者の配置の調整等を行うこと。

(4) 健診項目別の実施方法及び総合判定

「検査方法に関する留意点」（別表1）、「判定基準値及び判定方法」（別表2）のとおりとする。ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法及び判定基準を用いるものとする。総合判定は、受託者が各健診項目の検査結果を総合的に判断したものとする。ただし、心の健康に関する問診については7（3）のとおりとし、判定に含めない。

7 健診結果データの処理

- (1) 受託者は、緊急連絡を要する対象者について、法人に対し、翌営業日までに（受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに）緊急連絡票を用いて報告するものとする。胸部エックス線検査・胃部エックス線検査で要精査となった場合は、結果が判明次第速やかに所見スケッチ及び撮影データを添えて報告すること。
- (2) 報告を要する対象者は、「緊急連絡基準値表」（別表3）のとおりとする。
- (3) 心の健康に関する問診については、下記を有所見者とする。
 - ア 「この1か月間の様子について」の質問（1）（2）の両方に1と回答した者
 - イ 「今日を含む2週間の様子について」の質問（3）で3または4と回答した者
- (4) その他、「成果物及び出力帳票一覧」（別表4）、「連名簿の記載内容」（別表5）のとおりとする。

令和7～9年度 特定業務健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

労働安全衛生法第66条に基づき、特定業務健康診断を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 特定業務健康診断受診票の作成
- (2) 特定業務健康診断に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 特定業務健康診断の実施（健診会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 特定業務健康診断結果の判定、報告
- (5) 特定業務健康診断結果の保存、管理
- (6) 特定業務健康診断結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

常時、労働安全衛生法施行令・規則（以下「安衛令等」という。）に定める業務に従事する者（人材派遣労働者を含む）

- (1) 深夜業務
- (2) 有機溶剤・特定化学物質のうち、対象物質及び作業を取扱う業務

4 業務履行場所及び実施予定時期

詳細な日程については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

- (1) 配置前
雇入れ時健康診断（各業務1）と同時に実施する。
- (2) 前期
教職員定期健康診断（各業務2）と同時に実施する。
- (3) 後期（2月頃）
特殊健康診断（各業務5）と同時に実施する。

5 健診項目

- (1) 医師の診察
- (2) 検査項目

ア 一次検査

深夜業従事者については、定期健診（各業務2）と同項目とし、以下については省略または代替の方法を可とする。

代替方法	聴力検査：機器（オーディオメーター）による検査を、会話域検査とする	
省略可	胸部エックス線検査	
	貧血・血液検査	医師が必要でないと認めるとき 安衛令等及び関係通達に定めるとおり
	肝機能検査	
	血中脂質検査	
	心電図検査（安静時）	
	腎機能検査	
	尿酸値測定	
	糖代謝検査	
	眼底検査	

イ 二次検査

- (ア) 尿蛋白沈渣（蛋白が＋以上の者に一次検査の検体を使用して実施）
- (イ) HbA1c（尿糖が＋以上の者に実施）
- (ウ) その他医師が必要とする検査

6 実施方法

(1) 事前準備

- ア 受託者は、法人が指示した項目を網羅した受診票を作成し、個人配布用封筒等に検尿容器及び資料等とともに入れ、指示した部数を期日までに納品する。ただし、同時に実施する健診がある場合は、該当する健診に必要な帳票類を同封するものとする。
- イ 法人は、対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は、法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(2) 会場設営

- ア 各キャンパス会場の利用条件に従い、法人と協議のうえ、受診者の動線や、感染対策に配慮し、危険のないよう設営すること。
- イ 各健診実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー配慮に努めること。
- ウ 健診業務に必要な機材及び物品、消耗品は受託者が用意処分すること。
- エ 各健診実施場所の撤去にあたっては、使用前の状態に復すること。

(3) 受付

- ア 受付担当者を配置し、受診票の記入について説明及び確認を行い、記入漏れがある場合には受診者に記入を指示すること。
- イ 同日に他健診を実施する場合は、受診対象者を確認し、受診漏れのないようにすること。
- ウ 受託者は、健康診断業務責任者を配置し、健診会場内が混雑しないよう調整（混雑時の入場制限や、整理及び誘導）を行うこと。また、会場内の受診者の動線や、感染対策に配慮し、ブース内の混雑が見られる場合は、健診担当者の配置の調整等を行うこと。

(4) 健診項目別の実施方法及び総合判定

「検査方法に関する留意点」（別表１）、「判定基準値及び判定方法」（別表２）のとおりとする。ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法及び判定基準を用いるものとする。総合判定は、受託者が各健診項目の検査結果を総合的に判断したものとする。

7 健診結果データの処理

- (1) 受託者は、緊急連絡を要する対象者について、法人に対し翌営業日までに（受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに）緊急連絡票を用いて報告するものとする。胸部エックス線検査で要精査となった場合は、結果が判明次第、速やかに所見スケッチ及び撮影データを添えて報告すること。
- (2) 報告を要する対象者は、「緊急連絡基準値表」（別表3）のとおりとする。
- (3) その他、「成果物及び出力帳票一覧」（別表4）、「連名簿の記載内容」（別表5）のとおりとすること。

令和7～9年度 海外派遣労働者健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

労働安全衛生法第66条に基づき、海外派遣労働者の健康診断を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 海外派遣労働者健康診断受診票の作成
- (2) 海外派遣労働者健康診断に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 海外派遣労働者健康診断の実施（健診会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 海外派遣労働者健康診断結果の判定、報告
- (5) 海外派遣労働者健康診断結果の保存、管理
- (6) 海外派遣労働者健康診断結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

海外への派遣労働者、海外からの帰国労働者

4 実施時期

労働者を6か月以上海外に派遣しようとするとき、または6か月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときとする。

5 業務履行場所及び実施日程

- (1) 詳細な日程については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。
- (2) 事前調整のうえ、受託者施設又は法人施設で実施する。ただし、法人施設で実施する場合は次項6 健診項目「医師が必要と判断したときに実施しなければならない項目」がない場合に限る。
- (3) 法人施設で実施の場合
 - ア 4月
雇入れ時健康診断（各業務1）と同時に実施する。
 - イ 8～9月
教職員定期健康診断（各業務2）と同時に実施する。

6 健診項目

- (1) 医師の診察
- (2) 検査項目
 - ア 一次検査

海外派遣労働者、帰国労働者については、定期健診（各業務2）と同項目に加えて次の厚生労働大臣が定める項目のうち、医師が必要と認める項目を実施する。

医師が必要と判断したときに実施しなければならない項目
腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査） 血中の尿酸の量の検査 B型肝炎ウイルス抗体検査 ABO式およびRh式血液型検査（派遣労働者に限る） 糞便塗抹検査（帰国労働者に限る）

イ 医師が必要でないとする場合の項目の省略

定期健康診断項目のうち「身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査」、「胸部エックス線検査・喀痰検査」について省略することができる。

ウ 二次検査

- (ア) 尿蛋白沈渣（蛋白が＋以上の者に一次検査の検体を使用して実施）
- (イ) HbA1c（尿糖が＋以上の者に実施）
- (ウ) その他医師が必要とする検査

7 実施方法

(1) 事前準備

- ア 受託者は、法人が指示した項目を網羅した受診票を作成し、個人配布用封筒等に検尿容器及び資料等とともに入れ、指示した部数を期日までに納品する。ただし、同時に実施する健診がある場合は、該当する健診に必要な帳票類を同封するものとする。
- イ 法人は、対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は、法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(2) 会場設営

- ア 各キャンパス会場の利用条件に従い、法人と協議のうえ、受診者の動線や、感染対策に配慮し、危険のないよう設営すること。
- イ 各健診実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー配慮に努めること。
- ウ 健診業務に必要な機材及び物品、消耗品は受託者が用意処分すること。
- エ 各健診実施場所の撤去にあたっては、使用前の状態に復すること。

(3) 受付

- ア 受付担当者を配置し、受診票の記入について説明及び確認を行い、記入漏れがある場合には受診者に記入を指示すること。
- イ 同日に他健診を実施する場合は、受診対象者を確認し、受診漏れのないようにすること。
- ウ 受託者は、健康診断業務責任者を配置し、健診会場内が混雑しないよう調整（混雑時の入場制限や、整理及び誘導）を行うこと。また、会場内の受診者の動線や、感染対策に配慮し、ブース内の混雑が見られる場合は、健診担当者の配置の調整等を行うこと。

(4) 健診項目別の実施方法及び総合判定

「検査方法に関する留意点」（別表1）、「判定基準値及び判定方法」（別表2）のとおりとする。ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法及び判定基準を用いるものとする。総合判定は、受託者が各健診項目の検査結果を総合的に判断したものとする。

8 健診結果データの処理

- (1) 受託者は、緊急連絡を要する対象者について、法人に対し翌営業日までに（受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに）緊急連絡票を用いて報告するものとする。胸部エックス線検査で要精査となった場合は、結果が判明次第、速やかに所見スケッチ及び撮影データを添えて報告すること。
- (2) 報告を要する対象者は、「緊急連絡基準値表」（別表3）のとおりとする。
- (3) その他、「成果物及び出力帳票一覧」（別表4）、「連名簿の記載内容」（別表5）のとおりとすること。

令和7～9年度 特殊健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

労働安全衛生法第66条に基づき、特殊健康診断（以下「特殊健診」という。）を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 特殊健康診断受診票及び問診票の作成、作業条件の簡易な調査における問診票の作成
- (2) 特殊健診に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 特殊健診の実施（健診会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 特殊健診結果の判定、報告
- (5) 特殊健診結果の保存、管理
- (6) 特殊健診結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 健診の種別

- (1) 電離放射線健康診断
- (2) 有機溶剤健康診断
- (3) 特定化学物質健康診断
- (4) 酸等取扱い者の歯科健康診断
- (5) その他、指導勧奨による特殊健康診断

4 業務履行場所及び実施予定時期

詳細な日程については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

- (1) 配置前
雇入れ時健康診断(各業務1)と同時に実施する。
- (2) 前期
教職員定期健康診断(各業務2)と同時に実施する。
- (3) 後期
特定業務従事者健康診断(各業務3)と同時に実施する。

5 健診対象者及び項目

(1) 電離放射線健康診断

ア 対象者

常時、電離放射線業務に従事し放射線管理区域に立ち入る教職員及び人材派遣労働者のうち、

(ア) 放射線障害防止法第23条・同施行規則第22条・労働安全衛生法第66条及び電離放射線障害防止規則第56条に基づく問診票により、医師が必要と認めた者

(イ) 医師の判定の有無にかかわらず、受診を希望する教職員

イ 健診項目

(ア) 問診

あ 被ばく歴の有無

い 被ばく歴がある場合、次の項目についても問診を行う。

- ・作業場所及び作業内容
- ・放射線障害の有無
- ・被ばくの状況
- ・全身の所見
- ・自覚的訴え

(イ) 血液検査

- あ 白血球数
- い 白血球百分率
- う 赤血球数
- え 血色素量
- お ヘマトクリット値

(ウ) 診察

- あ 白内障に関する眼の検査
- い 皮膚所見

(2) 有機溶剤健康診断

ア 対象者

有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）に定める有機溶剤を用いて、常時、同則に定める業務に従事する者(人材派遣労働者を含む)

イ 健診項目

一 次 検 査	共通項目	診察及び問診、作業条件の簡易な調査
	以下は、有機則別表の定めにより、取扱う有機溶剤の種類により実施する	
	(ア)肝機能検査	A S T (G O T)、A L T (G P T)、 γ -G T (γ -G P T)
	(イ)貧血検査	赤血球数、血色素量
	(ウ)眼底検査	
	(エ)代謝物検査	馬尿酸、メチル馬尿酸、総三塩化物（トリクロル酢酸）、 N－メチルホルムアミド、2,5－ヘキサジオン

ウ 健診結果により判定保留となった場合は、産業医が必要とした再検査または二次検査を実施する。

(3) 特定化学物質健康診断

ア 対象者

常時、特定化学物質を取り扱う業務に従事する者のうち、労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）及び特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）に定める者(人材派遣労働者を含む)

イ 健診項目

一次検査・二次検査とも、労働安全衛生法及び特化則等に基づき、使用する物質ごとに定められた項目とする。

(4) 酸等取扱い者の歯科健康診断

ア 対象者

常時、安衛令に定める物質のガス・蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する者(人材派遣労働者を含む)

イ 健診項目

歯科医師による歯牙酸蝕所見の有無の検査

(5) その他、指導勧奨による特殊健康診断

ア 情報機器作業健康診断（各業務6）

イ その他

常時、行政通達による指導勧奨対象業務に従事する者を対象とし、一次検査・二次検査とも、受託者が通常用いる項目及び検査方法を用いるものとする。

(6) 健診結果により判定保留となった場合は、産業医が必要とした再検査または二次検査を実施する。

6 実施方法

(1) 事前準備

ア 受託者は、法に定める項目を網羅した特殊健康診断受診票及び問診票を作成し、資料等及び事前配布の必要な検体容器とともに、指示した部数を期日までに納品する。ただし、同時に実施する健診がある場合は、必要な帳票類と同時に納品すること。

イ 法人は、対象者名簿及び過去に受診歴のある教職員の個人票を受託者に貸与する。期日は、法人と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 会場設営

ア 各キャンパス会場の利用条件に従い、法人と協議のうえ、受診者の動線や感染対策に配慮し、危険のないよう設営すること。

イ 各健診実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー配慮に努めること。

ウ 健診業務に必要となる機材及び物品、消耗品は受託者が用意処分すること。

エ 各健診実施場所の撤去にあたっては、使用前の状態に復すること。

(3) 受付

ア 受付担当者を配置し、問診票及び受診票の記入について説明及び確認を行い、記入漏れがある場合には受診者に記入を指示すること。

イ 同日に他健診を実施する場合は、受診対象者を確認し、受診漏れのないようにすること。

ウ 受託者は、健康診断業務責任者を配置し、健診会場内が混雑しないよう調整（混雑時の入場制限や、整理及び誘導）を行うこと。また、会場内の受診者の動線や、感染対策に配慮し、ブース内の混雑が見られる場合は、健診担当者の配置の調整等を行うこと。

(4) 健診項目別の実施方法及び総合判定

検査方法に関する留意点」(別表1)、「判定基準値及び判定方法」(別表2)のとおりとする。

ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法及び判定基準を用いるものとする。総合判定は、受託者が各健診項目の検査結果を総合的に判断したものとする。

7 健診結果データの処理

(1) 受託者は、緊急連絡を要する対象者について、法人に対し、翌営業日までに（受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに）緊急連絡票を用いて報告するものとする。胸部エックス線検査で要精査となった場合は、結果が判明次第、速やかに所見スケッチ及び撮影データを添えて報告すること。

- (2) 報告を要する対象者は、「緊急連絡基準値表」(別表3)のとおりとする。
- (3) その他、「成果物及び出力帳票一覧」(別表4)、「連名簿の記載内容」(別表5)のとおりとすること。

令和7～9年度 情報機器作業健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

労働安全衛生法第66条に基づき、指導勧奨による特殊健康診断として、情報機器作業健康診断を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 健康診断問診票及び受診票の作成
- (2) 情報機器作業健診に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 情報機器作業健診の実施（健診会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 情報機器作業健診結果の判定、報告
- (5) 情報機器作業健診結果の保存、管理
- (6) 情報機器作業健診結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

雇入れ時健康診断及び教職員定期健康診断対象者のうち、情報機器作業に常時従事する者

4 業務履行場所及び実施予定時期

雇入れ時健康診断及び教職員定期健康診断と同時に実施する。詳細な日程については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

5 健診項目

- (1) 問診
 - ア 業務歴調査（問診）
 - イ 既往歴調査（問診）
 - ウ 自覚症状調査（問診）
- (2) 視機能検査
 - ア 遠方視力
 - イ 近見視力
 - ウ 眼位検査
 - エ 調節機能検査
 - オ その他医師が必要と認める検査

6 実施方法

- (1) 事前準備
 - ア 受託者は、法人が指示した項目を網羅した問診票及び受診票を作成し、個人配付用封筒等に資料等とともに入れ、指示した部数を期日までに納品する。ただし、同時に実施する健診がある場合は、該当する健診に必要な帳票類を同封するものとする。
 - イ 法人は対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は法人と受託者が協議のうえ、定

めるものとする。

(2) 会場設営

- ア 各キャンパス会場の利用条件に従い、法人と協議のうえ、受診者の動線や感染対策に配慮し危険のないよう設営すること。
- イ 各健診実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー配慮に努めること。
- ウ 健診業務に必要となる機材及び物品、消耗品は受託者が用意処分すること。
- エ 各健診実施場所の撤去にあたっては、使用前の状態に復すること。

(3) 受付

- ア 雇入れ時健康診断及び教職員定期健康診断と同様とし、受診漏れのないようにすること。
- イ 受託者は、健康診断業務責任者を配置し、健診会場内が混雑しないよう調整（混雑時の入場制限や、整理及び誘導）を行うこと。また、会場内の受診者の動線や、感染対策に配慮し、ブース内の混雑が見られる場合は、健診担当者の配置の調整等を行うこと。

(4) 健診項目別の実施方法及び総合判定

「検査方法に関する留意点」(別表1)、「判定基準値及び判定方法」(別表2)のとおりとする。ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法及び判定基準を用いるものとする。総合判定は、受託者が各健診項目の検査結果を総合的に判断したものとする。

7 健診結果データの処理

「成果物及び出力帳票一覧」(別表4)、「連名簿の記載内容」(別表5)のとおりとすること。

検査方法に関する留意点

1 医師の診察

実施方法	問診・視診・聴打診・必要に応じて触診を行う。
留意点	診察の際には、他の受診者に診察の内容が聞こえないよう、留意すること。

2 身体計測

(1)身長・体重・BMI

実施方法	ア 身長・体重計はデジタルとする。 イ 体重計は、計量検定に合格したものとする。 ウ 身長はcm、体重はkgを単位とし、小数点以下第1位まで求めるものとする。 エ 体重測定にあたっては衣服の重さを考慮し、6月から9月までは0.5kg、10月から5月までは1.0kgを測定値から差し引くものとする。 オ 肥満の指標として、Body Mass Index(BMI)を用いること。
留意点	身長・体重測定の際には、他の受診者に計測結果が見えないよう、かつ聞こえないよう計器の設置場所等に留意すること。

(2)腹囲測定

実施方法	ア 巻尺は、合成樹脂JIS規格のもので、伸縮による目盛りの狂いの少ないものを使用すること。 イ 立位・軽呼吸時・臍レベルで測定する。 ウ 下着などは着用せず直接腹部を計測する。 エ 脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定する。 オ 測定は受診者の負担とならないよう必要最低回数とする。 カ 単位はcmとし、小数点以下第1位まで求めるものとする。
留意点	計測の際は、充分プライバシーに配慮した測定環境となるようにし、巻尺の衛生管理にも配慮を行うものとする。

(3)視力検査

実施方法	ア 視機能検査機（スクリーンスコープ等）を用いる。 イ 遠方視力を左右片眼について、裸眼または矯正により検査する。 ウ 矯正視力を測定する場合、裸眼視力は自己申告で可とする。 エ 0.1以下の場合は0.1以下として記録する。 オ 検査の都度、アルコール綿等で接触部分をクリーニングすること。
------	---

(4)聴力検査

実施方法	ア A区分は会話域での検査とする。 イ 雇入れ時健康診断及びB・C区分はオーディオメーターによる検査とする。 ウ 日本工業規格の選別用オーディオメーターを用いて、1,000 Hz と4,000 Hz の気導聴力について行うものとする。 エ オーディオメーターの検査は、外部の音が聞こえない静かな部屋で、1,000 Hzは30デシベル、4,000 Hzは40デシベルで雇入れ時健診においては1,000 Hz、4,000 Hz共に30デシベルで可聴の有無を調べるものとする。
------	--

3 胸部エックス線検査

実施方法	ア 直接撮影またはデジタル撮影とすること。 イ フィルム番号は受託機関で使用する番号とする。 ウ 増感紙は高鮮鋭度用のものとする。 エ エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した、一定基準以上のものとなるようにすること。 オ エックス線写真には、氏名・撮影月日・フィルム番号を入れること。 カ 撮影は、原則として上半身脱衣または白等の無地Tシャツのみで行うものとする。受診者からの求めがあった場合に着用させるため、紙製のガウン(洗濯済みの清潔なガウンでも可)を用意しておくこと。 キ 撮影姿勢は、原則、立位によるものとする。立位による撮影が困難な場合は法人と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。 ク 撮影距離は180～200cmとする。 ケ 読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。 コ 読影に当たって、医師の判断により異常所見を認めた場合及び前年度有所見者については、前年度のエックス線写真と比較読影を行ったうえで、最終的判断を行うものとする。（前年度のエックス線写真がない場合を除く）
留意点	男女の受診者が混在する場合は、受診者の整理を行う要員を配置しプライバシーに配慮すること。

4 血圧測定

実施方法	ア 電子血圧計または手動血圧計を使用して測定する。 イ 測定体位は、座位とする。 ウ 測定部位は、原則として右上腕（裸腕）とする。 エ 上腕を衣類等で圧迫しないよう注意すること。 オ 1回目の測定結果で、収縮期血圧140 mmHg 以上又は、拡張期血圧が90mmHg であった場合、必要な安静をとった上で2回目の測定を行うこと。 カ 測定を2回行った場合は、基準値に近い値を採用し判定すること。 キ A区分においては、1回目、2回目に測定した血圧が、収縮期180 mmHg 以上又は拡張期 110mmHg 以上の場合に心電図検査及び眼底検査を実施すること。 ク B区分においては、キの条件時に眼底検査を行うこと。
------	---

5 血液検査

(1) 共通

実施方法	ア 採血者は使い捨て手袋を着用し、受診者ごとに交換すること。 イ 採血量は、各検査の最小必要量とする。 ウ 止血を確実に行うこと。 エ 採血に際し、受診者に体調不良が起こった場合の対応として休養スペースを確保すること。 オ 事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に報告を行うこと。
------	--

(2) 血液一般検査

実施方法	ア 原則、自動血球計数器法（電気抵抗法）で行うものとする。 イ 血色素量は、非シアン界面活性剤法（HC—S法）でも可とする。 ウ 測定単位 ①赤血球数の単位は、$10^4/\mu\text{l}$ とする。 ②白血球数の単位は、$1/\mu\text{l}$ とする。 ③ヘマトクリット値は、%とし、小数点第1位まで求める。 ④血色素量は、g/dl とし、小数点第1位まで求める。
------	--

(3) 肝機能検査・血中脂質検査

実施方法	ア 肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）は、日本臨床化学会勧告（JSCC標準化対応）法で行うものとする。 イ 血中脂質検査トリグリセライドの検査は、酵素法で行うものとする。ただし、遊離グリセロールを除外すること。（グリセロール消去酵素法） 留意事項：トリグリセライドの検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うものとし、食事開始時から何時間後に検査したか、健康診断結果として記載することとする。 ウ HDLコレステロールは、直接一酵素法で行うものとする。 エ LDLコレステロールは、酵素的測定法で行うものとする。 オ 測定単位 ①AST、ALT、γ-GTの単位はU/Lとする。 ②トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロールの単位はmg/dl とする。
------	---

(4) 尿酸・クレアチニン・推算糸球体濾過量

実施方法	ア 尿酸については、ウリカーゼPOD法で行うものとする。 イ クレアチニンについては、酵素法で行うものとする。あわせて、eGFR（推算糸球体濾過量）を算出すること。 ウ 測定単位は、すべてmg/dl とする。
------	--

(5) 血糖検査・グリコヘモグロビン

実施方法	ア グリコヘモグロビン（HbA1c）は、酵素法で行うものとする。 イ 測定単位 グリコヘモグロビン（HbA1c）単位は、%とする。
------	--

6 尿検査

実施方法	ア 随時尿で実施する。 イ 尿糖定性検査は、試験紙法で行うものとする。（試験紙は1+で100mg/dlが測定可能なものを用いること） ウ 尿蛋白定性検査は、試験紙法で行うものとする。（試験紙は1+で30 mg/dl が測定可能なものを用いること） エ 尿潜血検査は、試験紙法で行うものとする。 オ 尿沈渣は一次検査の検体を使用して実施する。
留意点	ア 判定は各試験紙所定の判定時間を守って行うこと。 イ 採尿器は清浄なものを用いること。 ウ 標準比色表は正しい色調のものを用いること。 エ 採尿の際は、最初の尿を捨て中間尿を採取するよう受診者に指導すること。

7 心電図

実施方法	ア JIS（日本工業規格）に合格した心電計（最低限、3チャンネルと3チャンネル＋リズムの測定が行え、自動解析機能付きのものとする。）を用いること。 イ 検査者は検査に熟練した者とし、女性の受診者に対しては女性の検査者が対応すること。 ウ 安静時12誘導法で行うものとし日本循環器管理研究協議会による「心電図検査の手技」に従い記録が正確に行われるようにすること。また、交流障害、筋電図の混入、導子・極板の接触不良、基線の動揺等が起こらないようにすること。 エ 記録台紙は、健診機関独自の様式を用いるものとする。ただし、職員番号・氏名・検査年月日が記載できる欄を設けること。 オ 交流障害の原因となるものは外させること。 カ 記録はすべて5秒以上行うものとし、期外収縮等、異常調律が認められた場合には、必要に応じて該当する誘導について記録延長を行うものとする。 キ 診断は、循環器専門医師が行うこと。 ク 所見は日本語で記載すること。
留意点	ア 待合スペースと検査スペースの間には衝立を設けるなどして、プライバシーの確保に留意すること。 イ 2台のベッドを用いて検査を実施する場合には、両ベッド間に衝立を置くなどして、検査中の受診者が互いに見えないようにすること。

8 眼底検査

実施方法	ア 無散瞳型眼底カメラを用いて行うものとする。（デジタル撮影可） イ 検査は、眼底カメラによる眼底写真撮影によるものとする。 ウ 撮影者は、一定の撮影手技を習得し、ばらつきの少ない安定した一定の技術水準にある者として行うこと。 エ 眼底写真は、両眼を左右1枚ずつ撮影し、眼科医が読影すること。 オ 所見は、網膜細動脈硬化の程度分類及び所見名（日本語）を表記すること。 （網膜細動脈硬化の程度分類） 高血圧性変化（Scheie 分類 0 度～Ⅳ度） 動脈硬化性変化（Scheie 分類 0 度～Ⅳ度）
------	---

9 便潜血反応検査

実施方法	ア 便潜血自動分析器を用いて行うものとする。 イ 免疫法2日法で行うものとする。ただし、検体を1日分しか持参しなかった者については、1日分で測定を行うこと。
留意点	採便容器には、とり紙と説明書を添付すること。

10 胃部エックス線検査

実施方法	ア 直接撮影またはデジタル撮影とすること。 イ フィルム番号は受託機関で使用する番号とする。 ウ エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については、診断に適した一定基準以上のものとなるようにすること。 エ エックス線写真には、氏名・撮影月日・フィルム番号を入れること。 オ 撮影枚数は、8枚以上を標準とすること。ただし、所見や問診等により必要があると認められる場合には、撮影枚数を増やすなどして正確な診断が行えるように配慮すること。 カ 二重造影法での撮影を基本とする。 キ バリウムの濃度は、200m/v%前後を標準とする。 ク 撮影方法及び撮影体位については、日本消化器集団検診学会の例に準拠すること。 ケ 必要に応じて着用させるための、清潔な検査着を用意すること。 コ 読影は、必ず二人の読影医が行うこと。
留意点	ア 検査は診察後に行い、本人の体調を確認した後に実施すること。 イ 検診車において検査を実施する場合には、車外に誘導員を置くなどして、男女の入れ替え等におけるプライバシーの確保に留意し、検査を円滑に進行できるようにすること。 ウ 検診車内にバリウムの受け渡し等のスタッフを配置する場合は、女性とすること。

11 視機能検査（情報機器作業健診）

実施方法	ア 視機能検査機（スクリーンスコープ等）を用いる。 イ 遠方視力は、左右及び両眼について、日常の状態で行う。 ウ 近視視力は50cm視力とし、左右及び両眼について、作業時の状態で検査を行う。 エ 検査の都度、アルコール綿等で接触部分をクリーニングすること。
------	--

上記に記載のない各種健康診断・検査については、受託者が関係諸法令等に基づいて通常実施している方法により行うものとする。

判定基準値及び判定方法

【別表 2】

1 判定基準値（網掛けは受診結果報告書送付対象）

項目			A（異常なし）	B（要注意）	C（要再検査・生活改善）	D（要治療）		E（緊急連絡）
						D-1	D-2	
①BMI			18.5～24.9	25.0以上	—	—		—
				18.4～15.0	14.9～14.0 または 体重35kg未満～30kg	—		13.9以下 または 体重30kg未満
②腹囲		男	85cm未満	85cm以上	—	—		—
		女	90cm未満	90cm以上				
③循環器	収縮期血圧		129以下	130～139	140～159	160～179		180以上
	拡張期血圧		84以下	85～89	90～99	100～109		110以上
	心電図		所見認めず	所見あるが 受診不要	※所見あり	—		※所見あり
			※ 判定は健診機関の医師の判断による					
④脂質	HDLコレステロール		40以上	39以下	—	—		—
	LDLコレステロール		60～119	120～139	140～179 59以下	180以上		—
	中性脂肪		149以下	150～299	300～499	500～999	1000以上	—
⑤肝機能	AST(GOT)		30以下	31～35	36～50	51～100	101～299	300以上
	ALT(GTP)		30以下	31～40	41～50	51～100	101～299	300以上
	γ-GT(γ-GTP)		50以下	51～80	81～100	101～200	201～	—
⑥尿酸			2.0～7.0	7.1～8.9 1.9以下	9.0以上	—		—
⑦血液	血色素量	男	13.1～16.3	16.4～18.0	12.1～13.0	— 10.1～12.0	18.1～ 7.1～10.0	— 7.0以下
		女	12.1～14.5	14.6～16.0	11.1～12.0	— 9.1～11.0	16.1～ 6.1～9.0	— 6.0以下
	赤血球数	男	400～539	540以上 399以下	—	—	—	—
		女	360～489	490以上 359以下	—	—	—	—
	白血球数		4,000～8,999	9,000～10,000 3,999～3,001	10,001～19,999 3,000～2,001	—		20,000以上 2,000以下
	ヘマトクリット	男	38.0～49.9	50.0以上 37.9以下	—	—		—
		女	34.0～44.9	45.0以上 33.9以下	—	—		—
				健診機関の医師の判断による				
⑧腎機能	クレアチニン		1.00以下	1.01～1.09	1.10～1.29	1.30以上		—
	eGFR		60以上	—	45.0～59.9	44.9以下		—
	尿蛋白		陰性	※陰性以外の場合、二次検査の結果により判定する			—	
				—	—	※2+以上		—
	尿潜血		陰性	1+以上	—	2+以上		—
尿沈渣			健診機関の医師の判断による					
⑨糖代謝	尿糖		陰性	※結果が陰性以外の場合は、血液検査の結果により判定する				
	HbA1c(NGSP)		5.5以下	5.6～6.4	6.5～6.9	7.0～11.9		12.0以上
⑩便潜血			陰性	—	陽性	—		—
⑪胸部エックス線			所見認めず	所見あるが受診不要	※所見あり	—		※所見あり
			※判定は専門医の判断による					
⑫胃部エックス線			所見認めず	所見あるが受診不要	※所見あり	—		※所見あり
			※判定は専門医の判断による					
⑬眼底			所見認めず	所見あるが受診不要	※所見あり	—		※所見あり
			※判定は健診機関の医師の判断による					

2 検査項目別判定方法及び記載方法

(1) 判定項目は、上記1の項目とする。

(2) 緊急連絡の判定

「緊急連絡基準値表(令和7～9年度)」(別表3)に基づき判定する。ただし、心電図については「心電図緊急連絡所見表」(別表6)を用いる。

(3) 検査項目の判定

上記1の基準値表に基づき判定する。

ただし、「循環器」「眼底」及び「腎機能」については下記のとおりとする。

①循環器及び眼底

基準値表に基づき、血圧及び心電図の結果で判定を行う。

また、眼底検査結果がSまたはHの場合は、結果通知書に記載する。

記載の文言は「高血圧性の変化あり」または「動脈硬化性の変化あり」とする。

②腎機能

基準値表に基づき、クレアチニンの数値で判定を行う。

また、結果通知書にeGFRの数値を記載する。

(4) 検査項目が複数ある場合の判定

①各々の判定結果のうち、最も重いものを当該項目の総合判定とする。

【参考】以下の場合、いずれも総合判定は「C」とする。

	検査項目	値	判定
例1) 肝機能	A S T	40	C
	A L T	35	B
	γ-G T	65	B
例2) 脂質	H D L	42	A
	L D L	110	A
	中性脂肪	350	C
例3) 血液(男性)	血色素量	16.5	B
	赤血球数	425	A
	白血球数	2,500	C
	ヘマトクリット	31.4	B

②複数の検査を実施して総合的に判定を行う項目について

ア 2項目以上の数値が基準値と乖離した場合、各々の検査項目欄に*を表示する。

その際、健康診断項目詳細文言については、検査項目の総称を表示する。

イ 高値・低値のいずれも有する場合、健康診断項目詳細文言は「異常値」と表示する。

3 個人結果通知文言

個人結果通知書における「医師の診断等」の文言は、次のとおりとする。

A	すべての項目がA判定の場合	今回の検査結果では異常を認めませんでした。 今後も健康的な生活習慣を心がけてください。
B	いずれかの項目にB判定がある場合	経過観察が必要な項目があります。 生活習慣(食事、運動、飲酒、喫煙など)を見直してください。 また、健康診断結果を持参の上、かかりつけ医にご相談ください。
C	いずれかの項目にC判定がある場合	医療機関への受診が必要な項目があります。 以下の内容をご確認の上、受診してください。 治療中の方は、主治医にご相談ください。
D	いずれかの項目にD判定がある場合	
E	いずれかの項目にE判定がある場合	
喫煙していると回答した場合		健康の維持・増進のために禁煙しましょう。

緊急連絡基準値表（令和 7～9 年度）

検査項目	緊急連絡基準値（E 判定）	期日等
B M I	13.9 以下 または 体重 30kg 未満	受診日の翌営業日または判明次第
血圧	収縮期 180mmHg 以上、または拡張期 110mmHg 以上が 2 回以上続くとき	・ 診察時に医師が受診勧奨のうえ、即日連絡すること。 ・ 緊急連絡票は翌営業日まで
心電図検査	専門医の判断による ※判断にあたっては、「心電図緊急連絡所見表（令和 7～9 年度）」（別表 6）を参照すること	受診日の翌営業日まで ※心電図検査の写しを添付
胸部エックス線検査	結核、がん、気胸の疑い、その他医師の判断による	判明次第速やかに ※スケッチ及び撮影データ（写）を添付
胃部エックス線検査	がんの疑い、その他、医師の判断による	
眼底検査	専門医の判断による	受診日の翌営業日まで ※スケッチ及び眼底写真（写）を添付
糖代謝検査	HbA1c 12.0%以上	健診結果が判明次第 （受診後 5 営業日以内）
A S T	300IU/L 以上	
A L T	300IU/L 以上	
血色素量	（男）7.0g/dL 以下 （女）6.0g/dL 以下	
白血球数	2,000/ μ L 以下 または 20,000/ μ L 以上	
その他医師が必要と判断した場合		
心の健康に関する問診	「今日を含む 2 週間の様子について」の質問（3）で 3 または 4 と回答した者	受診日の翌営業日まで

上記にない項目については、受託機関の医師により判断するものとする。

ただし、各数値及び基準については最新の知見を以て見直しを行うものとする。

成果物及び出力帳票一覧

※納品先に「各所属」と記載のある場合は、以下のとおりとすること。

- (1) 保健管理センター：金沢八景キャンパスに所属する者及び下記に該当しない者
- (2) 附属病院：福浦キャンパス及び附属病院に所属する者
- (3) 市民総合医療センター：市民総合医療センターに所属する者
- (4) 鶴見キャンパス：鶴見キャンパスに所属する者
- (5) 舞岡キャンパス：舞岡キャンパスに所属する者

1 雇入れ時健康診断 2 教職員定期健康診断 3 海外派遣労働者健康診断

帳票名		仕様	時期	納品先
1. 職員番号はすべて7桁で記載すること 2. 一覧表については、横浜市派遣職員と法人職員のそれぞれについて作成すること				
①	問診票及び受診票 (事前納品)	法人の指定する項目を網羅した問診票及び受診票、資料を作成し、必要な検体容器とともに配布用封筒に入れること 同時に実施する健診がある場合は、あわせて一式を同封すること	別途指示	・雇入れ時健診： 保健管理センター ・定期健診：各所属
②	健康診断説明資料一式 (事前納品)			
③	健康診断結果通知書	・当該年度を含め、3年以上の健診結果・項目ごとの判定区分等が記載されているもの（過去分については、データがない場合を除く） ・法人の指定する書類を同封のうえ、個別に封緘した状態とし、職員番号順にそろえること	受診後10営業日以内	・雇入れ時健診： 保健管理センター ・定期健診：各所属
④	健診結果説明資料 ※③に同封	法人が提供するデータを用いて必要部数を用意し、③健康診断結果通知書に同封すること		
⑤	受診結果報告書 ※③に同封	・様式データは法人が提供し、受託者は法人の指定する色の用紙を用いて、別表2で網掛けの項目に該当した者について、該当項目を記載のうえ、対象者1人につき2枚を用意すること ・2枚のうち、1枚は③健康診断結果通知書に同封とし、1枚は⑫要精密（再）検査一覧表とともに各所属に納品すること ・同時に実施した健診で上記に該当項目がある場合は、同一の用紙として差し支えない ・心電図に所見(C～E)があった場合は、健診時の心電図記録を同封すること		
⑥	こころとからだの質問票 及び返信用封筒 ※③に同封	・質問票の様式データは法人が提供し、受託者は指定する色の用紙を用いて、対象者数と同数を作成すること ・指定の文言を印字した長3封筒を用意すること ・心の問診のうち、有所見者（「この1か月の様子について」の質問(1)(2)の両方に1と回答した者）について、③健康診断結果通知書に同封すること		
⑦	緊急連絡票	各項目判定が「E」に該当する項目を表示したものとし、電子データで納品すること ※心の健康に関する項目を除く	受診日の翌営業日まで	保健管理センター 及び各所属
⑧	緊急連絡対象者一覧表	上記⑦の対象者について、緊急連絡に該当する項目の結果が記載されたもの	受診後5営業日以内	保健管理センター 及び各所属
⑨	心の健康に関する 緊急連絡票	心の健康に関する問診で指定の回答をした者(別表3)について、電子データで納品すること	受診日の翌営業日まで	保健管理センター
⑩	健康診断連名簿	・全受診者について、別表5で指定する項目をすべて記載したものとする ・職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	受診日後10営業日以内	保健管理センター 及び各所属
⑪	受診結果一覧表 ・雇入れ時健診 ・定期健診	・法人の指定するフォーマットを用い、問診票及び個人票のすべてのデータが入力されているもの ・職員番号順に、項目内容を含めた一覧表を作成し、電子データで納品すること	・雇入れ時健診 4、9、3月 ・定期健診 12月	保健管理センター

⑫	受診結果一覧表 (所属毎) ・定期健診	・法人の指定するフォーマットを用い、問診票及び個人票のうち、「健康状態、自覚症状、こころの健康」に関する項目を除くすべてのデータが入力されているもの ・職員番号順に、項目内容を含めた一覧表を作成し、電子データで納品すること	12月	・ 附属病院 ・ 市民総合医療センター
⑬	要精密（再）検査一覧表	職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	受診後 10 営業日以内	保健管理センター (全件) 及び各所属
⑭	心の健康に関する問診 有所見者一覧	職員番号順に作成し、電子データで納品すること		保健管理センター
⑮	未受診者一覧表 (全件・所属毎)	職員番号順に作成し、電子データで納品すること	各月の健診日程 終了時	保健管理センター (全件) 及び各所属

4 特定業務従事者健康診断

帳票名		仕様	時期	納品先
1. 職員番号はすべて7桁で記載すること 2. 一覧表については、横浜市派遣職員と法人職員のそれぞれについて作成すること 3. 健康診断連名簿及び各種一覧は、同時に実施した健診と合わせて作成すること				
①	問診票及び受診票 (事前納品)	法人の指定する項目を網羅した受診票及び資料一式を作成し、必要な検体容器とともに配布用封筒に入れる ※同時に実施する健診がある場合は、あわせて一式を同封すること	別途指示	各所属
②	健康診断説明資料一式 (事前納品)			
③	健康診断結果通知書	法人の指定する書類を同封のうえ、個別に封緘した状態とし、職員番号順にそろえる ※同時に実施する健診がある場合は、あわせて一式を同封すること	受診後10営業日以内	
④	健診結果説明資料	法人が提供するデータを用いて必要部数を用意し、健康診断結果通知書に同封のこと		
⑤	受診結果報告書 ※③に同封	・様式データは法人が提供し、受託者は法人の指定する色の用紙を用いて、別表2で網掛けの項目に該当した者について、該当項目を記載のうえ、対象者1人につき2枚を用意すること ・2枚のうち、1枚は③健康診断結果通知書に同封とし、1枚は各所属に⑩要精密（再）検査一覧表とともに各所属に納品すること ※同時に実施した健診で上記に該当項目がある場合は、同一の用紙として差し支えない		
⑥	緊急連絡票	各項目判定が「E」に該当する項目を表示したものとし、電子データで納品すること	受診日の翌営業日まで	・保健管理センター (全対象者分) ・附属病院(福浦キャンパス含む) ・市民総合医療センター
⑦	緊急連絡対象者一覧表	上記⑥の対象者について、緊急連絡に該当する項目の結果が記載されたもの	受診後5営業日以内	
⑧	健康診断連名簿	・全受診者について、別表5で指定する項目をすべて記載したものとする ・職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	受診後10営業日以内	
⑨	受診結果一覧表	・法人の指定するフォーマットを用い、問診票及び個人票のすべてのデータが入力されているもの ・職員番号順に、項目内容を含めた一覧表を作成し、電子データで納品すること	・前期分:12月 ・後期分:3月	
⑩	要精密（再）検査一覧表	職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	受診後10営業日以内	
⑪	未受診者一覧表	職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	各月の健診日程終了時	

5 特殊健康診断（電離・有機溶剤及び特定化学物質）

帳票名		仕様	時期	納品先	
1. 納品先は特に指定のない限り、以下のとおりとすること。 （1）保健管理センター 全対象者分 （2）R I 研究センター ・電離放射線：全件 ・有機溶剤及び特定化学物質：市民総合医療センター所属分を除く全件 （3）附属病院 福浦キャンパス及び附属病院に所属する者 （4）市民総合医療センター 市民総合医療センターに所属する者 2. 職員番号はすべて7桁で記載すること。 3. 一覧表については、横浜市派遣職員と法人職員のそれぞれについて作成すること。					
①	問診票及び受診票 （事前納品）	法人の指定する項目を網羅した問診票・受診票及び資料一式を作成し、必要な検体容器とともに納品する	別途指示	・福浦キャンパス及び附属病院所属者：附属病院 ・市民総合医療センター所属者：市民総合医療センター ・上記以外：RI研究センター	
②	健康診断説明資料一式 （事前納品）	同時に実施する健診がある場合は、あわせて一式を納品すること			
③	受診票（終了後）	健診結果を記入したうえ、職員番号順にそろえる	受診後10営業日以内	RI研究センター	
④	健康診断結果通知書	個別に封緘した状態とし、職員番号順にそろえる 同時に実施する健診がある場合は、あわせて一式を同封すること		判明次第速やかに	各所属
⑤	健診結果説明資料	健康診断結果通知書に同封のこと			
⑥	緊急連絡票【電離】	該当項目及び結果を表示したものとし、電子データで納品	判明次第速やかに	各所属	
⑦	緊急連絡票 【有機・特化物】				
⑧	健康診断連名簿【電離】	職員番号順に一覧表を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	受診後10営業日以内		
⑨	健康診断連名簿 【有機・特化物】				
⑩	受診結果一覧表【電離】	職員番号順に、項目内容を含めた一覧表を作成し、電子データで納品すること	・前期分:12月 ・後期分:3月	・保健管理センター（全対象者） ・附属病院(福浦キャンパス含む) ・市民総合医療センター ・⑩はRI研究センターにも納品	
⑪	受診結果一覧表 【有機・特化物】				
⑫	有所見者一覧表	職員番号順に一覧表を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	各月の健診日程終了時		
⑬	未受診者一覧表	職員番号順に作成し、電子データで納品すること			

6 情報機器作業健康診断

帳票名		仕様	時期	納品先
1. 職員番号はすべて7桁で記載すること 2. 一覧表については、横浜市派遣職員と法人職員のそれぞれについて作成すること。 3. 健康診断連名簿及び各種一覧は、同時に実施した健診と合わせて作成すること。				
①	問診票及び受診票 (事前納品)	法人の指定する項目を網羅した受診票及び資料一式を作成し、必要な検体容器とともに配布用封筒に入れる ※同時に実施する健診がある場合は、あわせて一式を同封すること	別途指示	・雇入れ時： 保健管理センター ・定期健診時： 各所属
②	健康診断説明資料一式 (事前納品)			
③	健康診断結果通知書	法人の指定する書類を同封のうえ、個別に封緘した状態とし、職員番号順にそろえる ※同時に実施する健診がある場合は、あわせて一式を同封すること	受診後10営業日以内	
④	健診結果説明資料	法人が提供するデータを用いて必要部数を用意し、健康診断結果通知書に同封のこと		
⑤	健康診断連名簿	・全受診者について、別表5で指定する項目をすべて記載したものとする ・職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	受診後10営業日以内	・保健管理センター(全件) ・附属病院 ・市民総合医療センター
⑥	受診結果一覧表 (全件・所属毎)	職員番号順に、問診項目を含めた一覧表を作成し、電子データで納品すること	・雇入れ時健診 3月 ・定期健診 12月	保健管理センター
⑦	要精密(再)検査一覧表 (全件)	職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	受診後10営業日以内	保健管理センター
⑧	未受診者一覧表 (全件・所属毎)	職員番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	各月の健診日程終了時	・保健管理センター(全件) ・附属病院 ・市民総合医療センター

7 その他

帳票名	仕様	時期	納品先
① 各種健康診断に関する報告対象者数	労働基準監督機関への報告項目のうち、健診等業務に関する該当者数を記載したものを電子データで納品すること	・11月 ・後期実施分：3月	・保健管理センター(全件) ・附属病院 ・市民総合医療センター

連名簿の記載内容

表示項目は、特に指定のない限りすべて「保健管理センター」「各所属」とも同一とする。

	表示項目
1 対象者情報	(1) 健診受診日 (2) 所属(所属コード・部・課名)、カナ氏名、職員番号(7桁)、年齢、性別
2 総合判定	
3 健診項目	健診区分ごとに定められた項目について、過去3年間のデータを表示 ※未実施項目がある場合、「備考」欄に理由を記載 例) ・妊娠の疑いあり、胸部未実施 ・他機関受診 (1) 検査結果((2)から(4)以外) 基準値を併せて表示 (2) 胸部エックス線検査 直接撮影・間接撮影の別、及び所見 (3) 胃部エックス線検査所見 (4) 心電図、眼底検査所見
4 既往歴	問診票の回答結果をすべて表示 ※既往歴なしは「なし」、未記入は「無回答」と表示
5 生活習慣	問診票の生活習慣のうち、以下の項目について表示 (1) 食事 (2) 飲酒：質問項目ごとの点数及び小計を表示 (3) 喫煙：質問項目ごとの点数及び小計を表示 (4) 運動習慣 (5) 睡眠：質問項目ごとの点数及び小計を表示
6 自覚症状	情報機器作業健診の問診項目を含む
7 診察所見	医師の診察時の所見を表示 例) 異常なし
8 医師の指示等	検査項目の結果に応じた指示内容を表示
9 判定区分	検査項目ごとの判定結果を表示 ※胸部、胃部について判定を付加 ※判定方法は、「健康診断判定基準値表」(別表2)を参照
10 情報機器作業健診	情報機器作業時間を表示

令和7～9年度 心電図緊急連絡所見表

いずれの場合も、問診票の内容等を踏まえて専門医が判断すること

1 高度の不整脈

(1) 徐脈性不整脈

ア 洞不全症候群で次の条件をみたすもの

(ア) 高度な洞性徐脈 (35 以下)

(イ) 最大 R-R 間隔が 3 秒を超える場合

(ウ) 頻脈発作を合併した場合

(エ) 失神やめまいなどの症状を伴う場合

イ 房室ブロックで次の条件をみたすもの

(ア) 完全房室ブロック

(イ) Mobitz II 型 2 度房室ブロック

(ウ) Wenckebach 型 2 度房室ブロックでも 3 秒以上の心停止を認める場合

(2) 頻脈性不整脈 (上室性)

ア 心房細動で次の条件をみたすもの

(ア) WPW 症候群に伴う心房細動

(イ) 150 以上の心拍のもの

(ウ) ジギタリス中毒を疑うもの (ST 盆状低下、QT 間隔短縮)

(エ) 停止時に 3 秒以上の心停止を認めるもの

イ 心房粗動

ウ 発作性上室性頻拍で次の条件をみたすもの

(ア) 血圧が低下し、失神やめまいなどの症状がある場合

(イ) 持続の長いもの

(ウ) 心拍数が特に多いもの

(エ) 狭心症など器質的心疾患を合併している場合

(3) 頻脈性不整脈 (心室性)

ア 心室性期外収縮で次の条件をみたすもの

(ア) 失神やめまいなどの症状を伴う場合

(イ) 多発し、多源性であるもの

(ウ) 連発性の心室性期外収縮

(エ) Ron T 型

(オ) 運動により増悪するもの

イ 非持続型心室頻拍

ウ 持続型心室性頻拍

エ 心室細動・粗動

オ QT 延長症候群

2 虚血性所見

(1) 虚血性心疾患を疑う波形の場合、前回所見・心電図を確認し、変化があれば緊急連絡

(2) 初回検査の場合、問診票の既往歴を確認し、既往がなければ緊急連絡

(3) ST 上昇、ST 低下、deep Q、Q S パターン